

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年11月1日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋嶋 明人
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 都市公園条例に係る占用許可について、使用料に消費税相当額を課していなかった。（保健体育課）</p> <p>(イ) 施設使用料の減免及び食事料の額について、所長の決定行為がない項目があった。（屋島少年自然の家）</p> <p>(ウ) 証紙消印日と異なる日付で証紙収納簿の収納日としているものがあった。（坂出商業高等学校、高松工芸高等学校、三本松高等学校）</p> <p>(エ) 入学金に係る証紙に消印されていないものがあった。また、通し番号が記入されていなかった。（善通寺第一高等学校）</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 対外運動競技に生徒を引率していたが、引率指導業務の特殊勤務手当が支給されていなかった。（東部教育事務所、三本松高等学校）</p> <p>(イ) 週休日の振替により、新たに週休日とされた日に、私有自動車</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 今後、都市公園条例に係る占用許可に伴う使用料については、使用状況に応じて適正に算出し、徴収する。</p> <p>(イ) 施設使用料の減免及び食事料の額について、所長の決定行為を行った。</p> <p>(ウ) 直ちに証紙収納簿の収納日を証紙消印日と同じ日付に訂正した。</p> <p>(エ) 直ちに証紙の消印及び通し番号の記入を行った。また、消印等について、担当者及び出納員が再度の確認を行い、再発防止に努める。</p> <p>イ 手当の支給について</p> <p>(ア) 直ちに追給処理を行うとともに、服務監督者と給与担当者が相互に連絡を取り複数の職員でチェックするようにした。また、管内の小学校及び中学校に対し、適正な事務処理を依頼した。</p> <p>(イ) 直ちに追給処理を行うとともに、職員に対し振替日や超過勤務</p>

	<p>使用の承認を受けて、旅費が支給されていた者について、超過勤務手当が支給されていなかった。（高校教育課）</p> <p>(ウ) 紙与条例の委任を受けて教育委員会規則で定めた算出方法と異なった額の兼務手当が支給されており、是正する必要がある。（三豊工業高校、高校教育課、総務課）</p> <p>(エ) 休暇を取得している日に高速道路使用に係る通勤手当が支給されている日があった。（志度高等学校）</p> <p>ウ 支出事務について</p> <p>(ア) 急を要する修繕ではないときは、安易に1者のみを対象とした修繕団で執行せず、内容に応じて2者以上から見積書を徴収する必要がある。（小豆島高等学校）</p> <p>(イ) プールの水質検査については、時期を逸することなく実施する必要がある。（小豆島高等学校）</p> <p>(ウ) 印刷物の発注に当たり、物品購入団が作成されていないものがあった。（丸亀城西高等学校）</p> <p>(エ) 每月の複写枚数の確認が不十分であったため、枚数をもとに算出される複写料金の支払額が多過ぎたり不足している月があった。（聾学校）</p> <p>(オ) 消防設備不良箇所の改善は、早急に対応する必要がある。（聾学校）</p> <p>(カ) 県内旅費について、出張申請日から1か月を超えて承認が遅れ</p>	<p>命令の制度について周知徹底した。</p> <p>(ウ) 特殊勤務手当に関する運用通知において1時間の定義を明確化することにより、規則で定めた算出方法に基づいた兼務手当を支給することとした。</p> <p>(エ) 通勤手当を戻入するとともに、通勤手当の入力誤りをしないよう職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 支出事務について</p> <p>(ア) 今後、急を要する修繕でない場合は、二者以上から見積書を徴収する。</p> <p>(イ) 今後、検査担当者及びプール管理者が相互に連絡をとり、時期を逸することなく実施する。</p> <p>(ウ) 直ちに物品購入団を作成した。今後は、物品購入団を作成するよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>(エ) 全てのメーター確認票を再度確認し、正当な複写枚数及び複写料金を算出し、契約業者より、未納となっている複写枚数分金額について請求書の提出を求め、支払を完了した。今後は、複写枚数及び複写料金の確認について、徹底を図る。</p> <p>(オ) 平成25年3月までに、指摘のあった全ての不良箇所の修理を完了した。今後は、不良箇所の改善は、迅速な対応を行うよう徹底を図る。</p> <p>(カ) 直ちに承認を行うよう周知徹底した。</p>
--	---	--

	<p>ているものが多々あった。 (高松西高等学校)</p> <p>(キ) ETCカードを導入し、各種割引制度を利用することにより、経費の節減に努める必要がある。 (義務教育課)</p> <p>(ク) 県内出張時に利用した高速道路利用料金が旅費としてではなく、通勤手当で支払われていたので、旅費を追給する必要がある。 (三本松高等学校)</p> <p>(ケ) 物品の検収について、2名で検収しなければならないところを1名の検収しかなされていないものがあった。 (高松南高等学校)</p> <p>(コ) 学校運営のために使用している複写機について、設置・維持経費を公費で負担していないものがあった。また、PTAが設置し、学校運営のために使用していない複写機については、行政財産の目的外使用許可を受けさせる必要がある。 (高松商業高等学校)</p> <p>(サ) 役務の提供を受けた後に、支出負担行為の決裁をしているものがあった。 (三木高等学校)</p> <p>(シ) 就学奨励費の前渡金精算書に、金額及び受領年月日の記載のない、受領者が署名押印した領収書が添付されていた。 (盲学校)</p>	<p>(キ) 平成25年4月からETCカードを導入するとともに、職員に対し各種割引制度を利用して、経費の節減に努めるよう周知した。</p> <p>(ク) 通勤手当については、直ちに戻入り、旅費については追給した。今後は旅費担当者と給与担当者が連絡を密にチェックするとともに、職員に対し両制度について周知徹底した。</p> <p>(ケ) 検収者1名の押印漏れであり、直ちに押印した。今後は、2名で検収することを徹底し、押印漏れがないか再度確認する。</p> <p>(コ) 学校運営のために使用している複写機(職員室と事務室各1台)について公費負担とした。また、PTAが設置している複写機について、目的外使用許可の手続を行った。</p> <p>(サ) 教員と事務職員との連携・連絡を密にし、事務処理に遗漏のないよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>(シ) 直ちに、生徒本人(成人)が確認した金額、受領年月日を出納員立会いのもと、領収書に記入した。今後は精算事務が適正に行われるよう、資金前渡職員、出納員による確認の徹底を図る。</p>
エ 契約について	<p>(ア) 空調設備保守点検業務委託については、監視システム等により24時間常時監視する必要があるとは認められないことから、長期継続契約とすべきではなかった。 (高瀬高等学校)</p>	<p>エ 契約について</p> <p>(ア) 平成25年度末の次回更新時に単年度契約に改める。今後は、業務内容を十分確認の上、手続を行う。</p>

	<p>(イ) 変更契約を締結せずに、契約金額を変更していた。（健康福利課）</p> <p>才 財産について</p> <p>(ア) パイプハウスを建設しているが、財産として公有財産台帳に登録されていなかった。（笠田高等学校）</p> <p>(イ) 建物の所在地が、公有財産簿に正しく記載されていなかった。 （多度津高等学校、高松高等学校）</p> <p>力 物品について</p> <p>(ア) デマンド監視装置について、借入品出納保管簿に登記されていなかった。（石田高等学校、丸亀城西高等学校、志度高等学校、坂出高等学校）</p> <p>(イ) 点検時に毒劇物出納簿の保管量と受払簿が違う場合に追跡調査等を行わないなど、管理が十分にできていなかった。（高松西高等学校）</p> <p>(ウ) 備品登録されていない物品があった。また、備品登録しているが、使用場所が異なる物品があった。（図書館）</p> <p>(エ) 重要物品のヨットについて、平成22年2月に廃棄処分しているにもかかわらず、重要物品票に廃棄した旨を記載していなかった。 （高松商業高等学校）</p> <p>(オ) 劇物出納簿において、日付及び現在数量の記載がないまま、毒劇物取扱責任者印が押印されているものが散見された。（観音寺第一高等学校）</p>	<p>(イ) 今後は変更契約を締結し適正な事務処理を行う。</p> <p>才 財産について</p> <p>(ア) 直ちに雑工作物として公有財産台帳に登録した。今後は登録漏れを防ぐため、竣工確認を支出担当者と財産担当者で行うように改めた。</p> <p>(イ) 公有財産簿上の所在地を修正した。今後、財産登録時には所在地を十分確認し、公有財産簿に登録する。</p> <p>力 物品について</p> <p>(ア) 直ちに、借入品出納保管簿に登記した。今後は物品の管理を適正に行うよう、職員に対し周知徹底した。</p> <p>(イ) 帳簿と保管量の誤差を調査し、帳簿に蒸発や計量誤差と理由を記載した。今後は、学期ごとに毒劇物取扱責任者と実習教諭で点検を行うとともに、校長・教頭によるチェック体制を強化する。</p> <p>(ウ) 直ちに、物品を適正に備品出納保管簿に登録した。</p> <p>(エ) 直ちに重要物品票の異動欄に廃棄処理と記載の上、廃棄重要物品票としてつづり直した。今後は、物品の現物照合の際に重要物品票との照合も併せて実施する。</p> <p>(オ) 学期ごとに毒劇物取扱責任者と実習教諭で帳簿と保管量の点検を行うとともに校長・教頭によるチェック体制を強化する。</p>
検討指示事項	ア 工芸展で展示即売される生産品に	ア 高額な生産品は備品登録を行うと

	<p>ついて、売れ残った場合、1年間保管された後、廃棄処分されているが、価格によっては他の利活用の方法を検討する必要がある。（高松工芸高等学校）</p> <p>イ 業務体制の整備及び経費削減のため、スクールサポート用務に係るリース車両の導入について、昨年度に検討を指示したところであるが、経費の比較がなされていないなど検討が不十分なことから、再検討する必要がある。（西部教育事務所）</p> <p>ウ 高等学校における印刷機の使用に伴う経費節減のため、最適な使用枚数の組合せとなるようグループ分けをし、グループごとに一括発注を行うなど発注方法について検討する必要がある。（高校教育課）</p>	<p>ともに、漆芸コースの優秀な作品は授業用参考見本として残す。また、漆芸作品の木地や金属工芸コースの金属材料類、インテリアコースの作品の材料については、再利用を行う。</p> <p>イ 平成25年度からスクールサポートを増員しており、リース車両を導入した場合の課題等を踏まえながら、新体制での経費の比較も行い、全体として効率的、経済的に業務が執行できるよう検討を行う。</p> <p>ウ 今後、各学校の契約の状況などを把握し、経費節減につながるよう発注方法について検討を行う。</p>
--	--	---